

## 下水道使用料の賦課漏れについて

2024年4月18日  
郡山市上下水道局  
お客様サービス課  
課長 佐藤 宏行  
TEL：932-7681

水道料金と併せて徴収する下水道使用料について、賦課漏れが判明しました。

## 1 内 容

下水道接続物件に対し、下水道使用料の賦課漏れがあった。

- ・件数：1件
- ・未賦課期間及び金額

平成18年7月から令和6年2月まで 389,998円

※地方自治法第236条第1項により、令和元年5月分まで遡及し、  
81,923円（5年分）を賦課徴収する。

## 2 判明の経緯

4月15日（月） 下水道供用開始区域内で下水道への未接続者を調査する作業中に判明。  
現地調査を行い、下水道への接続を確認。

## 3 原 因

下水道を使用開始する際の「排水設備確認申請書」の記載内容から、料金システムにおいて、既に下水道使用料の賦課処理がされているものと誤認し、賦課入力の処理が漏れたもの。

## 4 今後の対応及び再発防止策

対象者に対して今回の経緯の説明と謝罪を行ったところであり、今後、賦課徴収手続きを進めてまいります。

本案件の事務ミスについて原因を追究し、再発防止に努めるとともに、複数職員によるチェック体制を強化するなどの対策を講じてまいります。

今後も下水道接続の普及活動を継続するとともに、接続調査及び賦課状況の確認作業を行い、適正な賦課を実施してまいります。